兵庫県警察速度管理指針

兵庫県における総合的な速度管理の必要性

交通死亡事故の発生状況

○ 違反別死亡事故発生状況

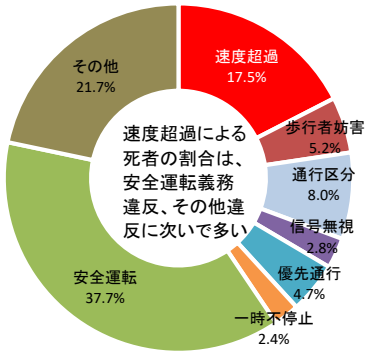

○ 危険認知速度と致死率

危険認知速度が高いほど、致死率が高い

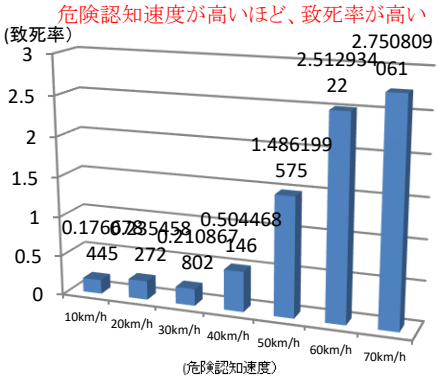

走行速度と交通事故の関係

○ 危険認知速度とKSI率

KSI率とは、死傷者に占める死重傷者の割合

速度が40km/hを超えると大きく上昇

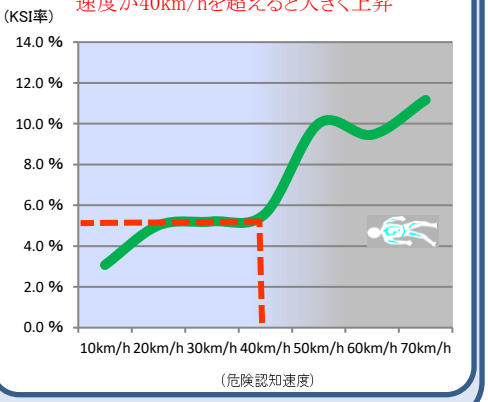

総合的な速度管理の内容

	重点路線	重点路線以外	生活道路
道路、地域特徴等との目標性	(交通事故の発生状況) ○ 人身事故11,817件(うち重傷以上740件)、死者数 98人 (特徴) ○ 重点路線において、全人身事故の25.5%が発生し、重傷者の26.2%、死者の31.6%を占める。 ○ 速度超過による死者数が、全体の17.5%以上を占めている(令和7年中)。 (目標) ● 円滑な道路交通の確保 ● 規制速度遵守による交通事故防止及び衝突時の被害軽減	(交通事故の発生状況) ○ 人身事故34,473件(うち重傷以上2,079件)、死者数212人 (特徴) ○ 「人対車両」及び「自転車対車両」による人身事故のうち、重点路線以外の発生が30.2%を占めている。 ○ 交差点及びその付近における人身事故のうち、重点路線以外の発生が52.7%を占めている。 (目標) ● 歩行者及び自転車の安全確保 ● 交差点及びその付近における交通事故防止	(交通事故の発生状況) ○ 人身事故4,319件(うち重傷以上283件)、死者数16人 (特徴) ○ 生活道路における人身事故のうち、「人対車両」及び「自転車対車両」による人身事故が56.1%を占めている。 ○ 生活道路における人身事故のうち、昼間帯(6時～18時)の人身事故が84.8%を占めている。 (目標) ● 歩行者及び自転車の安全確保 ● 流入(抜け道)及び走行速度の抑制
分類ごとの施策(対策)	【交通規制の見直し等】 ◎ 最高速度規制の見直し ◎ 交通管制等による交通流の円滑化 【交通指導取締り】 ◎ 交通死亡事故、重傷事故多発時間帯における速度取締り ◎ パトカー等による警戒活動の強化 【広報啓発】 ◎ 運送事業所や安全運転管理者選任事業所などに対する運転者教育 ◎ 関係機関・団体と連携した広報啓発活動	【交通規制の見直し等】 ◎ 最高速度規制の見直し ◎ 交通管制等による交通流の円滑化 【交通指導取締り】 ◎ 横断歩行者等妨害等違反を重点とした交通指導取締り ◎ パトカー等による警戒活動の強化 ◎ 自転車利用者に対する交通指導取締り 【広報啓発】 ◎ 運送事業所や安全運転管理者選任事業所などに対する運転者教育 ◎ 関係機関・団体と連携した広報啓発活動	【交通規制の見直し等】 ◎ 実効性の高いゾーン30の整備推進 ◎ 道路管理者と連携したゾーン30プラス等速度抑制対策の推進 【交通指導取締り】 ◎ 通学時間帯における保護誘導活動の強化 ◎ 可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締り ◎ 横断歩行者等妨害等違反・通行禁止違反等の交通指導取締り 【広報啓発】 ◎ 規制速度の遵守を促す運転者教育と広報啓発活動

『高速道路の速度取締指針』及び『警察署ごとの速度取締指針』はこちらをご覧ください。

○ 上記交通事故発生状況及び特徴は、令和5年～令和7年の交通事故統計によるもの

※ 危険認知速度 ・・・ 交通事故の際、運転者が相手車両等を認め、危険を感じた時の速度
KSI ・・・ Killed and seriously injured(キルド アンド シリアスリィー インジュアード)、死亡と深刻重大な怪我という意味
重点路線 ・・・ 各警察署等の速度取締り指針に示す速度取締り重点路線
生活道路 ・・・ 一般市町道のうち、車道幅員が5．5メートル未満の道路
ゾーン30 ・・・ ゾーン30の説明及び県下の指定区域はこちらをご覧ください。